



男女共同参画News

「一人ひとりが 支え合い 認め合い

2023.5 No.60

発行：鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室 笑顔あふれるまち かのや」をめざして

◇講演会・セミナーのお知らせ（2023 年上半期）

●女性応援セミナー テーマ「私らしく生きる！」 ～ どちらも参加大歓迎です。～

♪自分らしく前向きに生きる“輝く女性”に逢いにきませんか？

7月2日（日） 13:30～16:00 ゲストスピーカーによるトークや参加者同士の交流

ゲスト 井料 明歩 さん （アートの中で自分を見つめる表現者：霧島市在住）

岡田 あゆみ さん （母親目線で人と地域を繋ぐ活動実践：鹿屋市在住）

※ 申込締切：6月28日（水）

●女性キャリアアップセミナー

対話を深める書き方入門！！

7月9日（日） 13:00～16:00 話し合いを可視化「ファシリテーショングラフィック入門」

講師 小林 礼奈 さん（一般社団法人テンラボ プロデューサー/momoyori 女将 /ビジュアルファシリテーター）

※ 申込締切：7月5日（水）



▲専用フォーム

～どちらのセミナーも↓のとおり開催します～

- 場 所：リナシティかのや情報研修室
- 定 員：各回 15 人程度（先着順）
- 対 象：市内在住・在勤・在学的女性
- 参加料：無料
- 申 込：右記の専用フォーム又は参加申込書に記入の上 FAX してください。

●お届けセミナー ホームページ掲載中 ☆シ

各種団体が主催する男女共同参画に関する研修会に講師を派遣します。

- テ ィ マ：ジェンダー平等/男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス など
- 対 象：各種団体、企業等が主催する研修会で 15 人以上の参加が見込まれるもの
- 講話時間：60～90 分程度
- 募集团体：4 団体程度
- 派遣期間：令和 5 年 8 月～令和 6 年 2 月
- 申 込：6 月 9 日（金）までに講師派遣申請書を提出

●まちづくり出前講座 ホームページ掲載中 ☆シ

市民の皆様のところへ市の職員が出向き、市の取組や事業、施策についての理解を深めていただく講座です。

- テ ィ マ：男女共同参画ってなあに？
- 対 象：市内在住・在勤・在学している方で 10 名以上で構成された団体
- 時 間：60 分程度（10:00～21:00 の間）
- 申 込：受講希望日の 20 日前までに男女共同参画推進室へ申込書を提出

※いずれも、料金は無料です。（資料代、会場借り上げ料等は主催される団体で負担をお願いします。）

●鹿児島県ジェンダー平等推進専門家派遣事業（鹿児島県主催）

職場で「ジェンダー平等」や「女性活躍」、「ダイバーシティ」などに取り組む企業や団体等を支援するため、会社や地域が開催する研修会などに専門家を派遣します。

職場でジェンダー
平等を進めたい
企業の皆さま！

- 対 象：県内の事業所、経済団体、複数の事業所等で構成された地域の協議会、グループなど
- 経 費：無 料（講師謝金・旅費） ※詳しいことは、お気軽にお問合せください。

【問合せ・応募先】鹿児島県男女共同参画室 TEL 099-286-2634

◇鹿児島県男女共同参画地域推進員のご紹介

県では、各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、それぞれの地域の実情や特性を踏まえて、地域の中で県や市と協働して男女共同参画を推進していただく「男女共同参画地域推進員」を設置しています。

鹿屋市では現在5名の地域推進員が、ボランティアで様々な活動を行っています。

[地域推進員]

- 児玉 美環子さん（平成24年～）
- 早川 雅子さん（平成29年～）
- 落司 ひとみさん（令和2年～）
- 柴立 豊子さん（令和3年～）
- 西園 美恵子さん（令和5年4月～）（新規推進員）

[活動内容] ・地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供
・県や市が行う男女共同参画施策の推進への協力 など

◇男女共同参画週間に関するお知らせ

「男だから」「女だから」といった性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会を実現するためには、皆さんの取組が必要です。

男女共同参画週間を機に、身近な男女共同参画について考えてみませんか？

●国(6月23日～29日)

キャッチフレーズ 『無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。』

・平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行され、毎年6月23日から29日までの1週間を『男女共同参画週間』としています。

●県(7月25日～31日)

・毎年、7月25日から31日までは鹿児島県男女共同参画週間です。期間中、鹿屋市では啓発事業として市役所1階市民ホールにてパネル展示や生理用品の配布を行う予定です。この機会にぜひお立ち寄りください。



よく聞く「ジェンダー」とは？

「ジェンダー (gender)」は、生物学的な性差を指す「セックス (sex)」とは異なり、社会的・文化的な性差をさします。つまり、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」というように、私たちに刷り込まれている社会的なイメージや役割分担により発生するものです。

●鹿屋市配偶者暴力相談支援センター

TEL 0994 (31) 1171

◇一般相談（電話相談、来所相談）月～金 9:00～17:00（土日祝、年末年始除く。）

※来所相談の際は事前に電話でご予約ください。



◇専門相談 ※事前の予約が必要です。

- ・法律相談 月1回 原則第4火曜日（弁護士）
- ・配偶者等からの暴力被害者のためのカウンセリング 月1回 原則第3火曜日（臨床心理士）

鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL：(0994) 43-2111（内線3171）

FAX：(0994) 31-1170

E-mail：danjyo@city.kanoya.lg.jp



▲男女共同参画推進室ホームページ

